

遺産分割協議後の相続の場合

「遺言書」がなく、「遺産分割協議書」がある場合

相続のお手続きにあたって、お客さまにご用意いただきたい書類等は次の通りです。

「戸籍謄本」・「印鑑証明書」は**原本のご提出が必要**となります。

書類名など	入手先
お亡くなりになった方の戸籍謄本(原本) 出生～死亡までの連続した戸籍謄本で、死亡の事実と相続人全員がわかるもの ※戸籍謄本に代えて、法務局(登記所)が発行する「法定相続情報一覧図」でもお手続きが可能です	市区町村役場
全ての相続人さまの戸籍謄本(原本) ご結婚、養子縁組等新戸籍、別戸籍とされている場合は現在の戸籍 ※相続人が兄弟姉妹の場合、お亡くなりになった方の両親の戸籍謄本(出生から死亡まで連続したもの)も必要です ※戸籍謄本に代えて、法務局(登記所)が発行する「法定相続情報一覧図」でもお手続きが可能です	市区町村役場
全ての相続人さまの印鑑証明書(原本) 市区町村発行後6ヶ月以内のもの ※法定相続情報一覧図をご提出の場合は、3ヶ月以内のもの	市区町村役場
遺産分割協議書(原本) 原本のご提出をいただき、写しを取らせていただきます	お客さま
お亡くなりになった方の預金通帳・証書・キャッシュカード等 お手続きされる預金口座通帳、証書類、キャッシュカード等をご用意ください ※喪失等の場合は、「相続手続依頼書」の「所在不明」欄にその旨をご記入ください	お客さま
相続手続依頼書 遺産分割協議書に署名・押印のある全ての相続人さまの印鑑が実印の場合は、同協議書により当行相続預金等を承継される方の「相続手続依頼書」へのご署名・押印(実印)、所定の事項のご記入が必要です	当行本支店窓口
受領書 現金での払戻しの場合に必要となります ※払戻金を振込む場合は必要ありません	当行本支店窓口
届出事項変更届・新印鑑届 預金等を名義変更で相続される場合に必要となります	当行本支店窓口
再交付通帳等受取書 お亡くなりになった方の預金通帳の所在が不明で、かつ預金等を名義変更で相続される場合に必要となります	当行本支店窓口
委任状及び代理人の印鑑証明書 代理人による相続手続きの場合に必要となります	当行本支店窓口